

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月8日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社 i 3
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 銭 鋨
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社 i 3 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社 i 3 をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イグニスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。) 中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

## 第 1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社イグニス

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

2014年3月10日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年3月12日から2024年2月11日まで）

2016年10月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年10月28日から2021年10月27日まで）

2017年2月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年3月3日から2022年3月2日まで）

2018年3月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年3月23日から2021年3月22日まで）

2018年3月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）、第4回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年3月23日から2021年3月22日まで）

### 3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有することを主たる目的として2021年2月24日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭鋳氏（以下「銭氏」といいます。）がその普通株式に係る議決権の25.00%を、対象者の代表取締役CTOかつ主要株主である筆頭株主の鈴木貴明氏（以下「鈴木氏」といいます。）がその普通株式に係る議決権の25.00%を、並びにBain Capital Private Equity, LP及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）によって保有・運営されているBCPE Wish Cayman, L.P.（以下「BCPE Wish Cayman」といいます。）がその普通株式に係る議決権の50.00%をそれぞれ所有しております。本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるマザーズ市場（以下「東京証券取引所マザーズ市場」といいます。）に上場している対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、銭氏が所有する対象者株式の全て、鈴木氏が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社QK（以下「QK」といいます。）が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社SY（以下「SY」といいます。）が所有する対象者株式の全て、銭氏の配偶者である山田理恵氏（以下「山田氏」といいます。）が所有する対象者株式の全て、並びに銭氏の友人である柏谷泰行氏（第9位株主。以下「柏谷氏」といいます。）、上野山勝也氏（以下「上野山氏」といいます。）、佐藤裕介氏（以下「佐藤氏」といいます。）及び秋元伸介氏（以下「秋元氏」といいます。）、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不应募株主」といいます。）、銭氏、鈴木氏、QK、SY、山田氏及び友人不应募株主を総称して、以下「不应募合意株主」といいます。）がそれぞれ所有する対象者株式の全てを除きます。）並びに本新株予約権（ただし、不应募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。）の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本取引は、銭氏及び鈴木氏が買付者として関与するいわゆるマネジメント・パイアウト（MBO）（注1）に該当するものであり、銭氏及び鈴木氏は本取引成立後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

（注1） 「マネジメント・パイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

また、公開買付者に対して、銭氏及び鈴木氏と共同して出資するベインキャピタルは全世界で約1,000億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約40名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社キリンホールディングス、ハイ株式会社、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会

社)、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社)、日本風力開発株式会社、大江戸温泉物語株式会社、株式会社アサツーディ・ケイ、ジュピターショップチャンネル株式会社、株式会社すかいらく、株式会社ドミノ・ピザジャパン、株式会社マクロミル、株式会社ベルシステム24等20社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来450社以上に対しての投資実績を有しております。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、銭氏(所有株式数:2,616,600株、所有割合(注2):15.94%)及び鈴木氏(所有株式数:3,966,600株、所有本新株予約権数:100個(目的となる株式数:20,000株)、所有割合:24.28%)との間で、2021年3月5日付で、基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,616,600株(所有割合:15.94%)全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株(所有割合:24.16%)及び本新株予約権100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%)全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。加えて、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、QK(所有株式数:354,300株、所有割合:2.16%)、SY(所有株式数:212,600株、所有割合:1.29%)、柏谷氏(所有株式数:204,800株、所有割合:1.25%)、山田氏(所有株式数:192,200株、所有割合:1.17%)、上野山氏(所有株式数:36,000株、所有割合:0.22%)、佐藤氏(所有株式数:34,000株、所有割合:0.21%)及び秋元氏(所有株式数:14,400株、所有本新株予約権数:30個(目的となる株式数:6,000株)、所有割合:0.12%)との間で、2021年3月5日付で、本不応募合意書(以下「本不応募合意書」といいます。)をそれぞれ締結し、QKは、QKが所有する対象者株式354,300株(所有割合:2.16%)全てを本公開買付けに応募しないことを、SYは、SYが所有する対象者株式212,600株(所有割合:1.29%)全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式204,800株(所有割合:1.25%)全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏は、山田氏が所有する対象者株式192,200株(所有割合:1.17%)全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式36,000株(所有割合:0.22%)全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式34,000株(所有割合:0.21%)全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式14,400株(所有割合:0.09%)及び本新株予約権30個(目的となる株式数:6,000株、所有割合:0.04%)全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。以上の本不応募合意株主が本公開買付けに応募しない対象者株式(合計7,631,500株、所有割合:46.48%)を以下「本不応募合意株式」といいます。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、銭氏がその発行済株式の87.10%を所有する資産管理会社かつ第5位株主である株式会社SK(以下「SK」又は「応募合意株主」といいます。)(所有株式数:269,300株、所有割合:1.64%)との間で、2021年3月5日付で、応募合意書(以下「本応募合意書」といいます。)を締結し、SKが所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

本基本合意書、本不応募合意書及び本応募合意書の詳細については、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注2) 「所有割合」とは、( )対象者が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された2020年12月31日現在の対象者の発行済株式数(15,676,400株)に、( )対象者が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権(18,021個(目的となる株式数:1,598,700株))から、2020年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権(7,821個(目的となる株式数:813,100株)(対象者によれば、第6回新株予約権189個(目的となる株式数:37,800株)、第7回新株予約権121個(目的となる株式数:24,200株)及び第17回新株予約権7,511個(目的となる株式数:751,100株))を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権(10,200個(対象者によれば、第4回新株予約権2,800個(目的となる株式数:5,600株)、第12回新株予約権250個(目的となる株式数:50,000株)、第13回新株予約権150個(目的となる株式数:30,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株))の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、( )対象者が2021年2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

なお、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付けを行います。

公開買付者は、対象者の株式を非公開化することを目的として、対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権(ただし、本不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。)の全てを取得するために本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設定しておりません。もっとも、公開買付者は下記に述べる理由により、対象者の企業価値向上という目的を達成する可能性を最大化しつつ、対象者の株主及び本新株予

約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に応募判断を尊重しかつ対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益に資する取引とするべく、買付予定数の下限を設定しないことといたしました。

本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの条件を含む本取引の条件に賛同いただいた対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が一定数存在する場合であっても、結果として本公開買付けが成立しない場合、応募いただいた対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に市場の価格に対して一定のプレミアムが付された価格で株式を売却する合理的な機会を提供する本取引が阻害されてしまう可能性があると考えており、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことといたしました。

なお、下記「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会（以下に定義します。）において本株式併合（以下に定義します。）の議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、BCPE Wish Caymanが公開買付者の発行する種類株式（以下「本種類株式」といいます。）を引き受けることによりBCPE Wish Caymanから300億円を上限として出資を受けることを予定しており、この資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本種類株式は、本公開買付けが成立した後、決済の開始日前に発行される予定であり、本書提出日現在発行されておりませんが、議決権を有さず、普通株式を対価とする取得請求権が付される予定（注3）であり、BCPE Wish Caymanがその全てを引き受ける予定です。BCPE Wish Caymanによれば、本取引完了前に当該取得請求権を行使することは予定していないとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け成立後に、公開買付者が対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）の全てを取得し、対象者の株主を銭氏、鈴木氏及び公開買付者のみとする、対象者の株式を非公開化するための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定です。

なお、2021年3月5日に対象者が公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2021年3月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者株式の上場が維持される場合においても、対象者による経営施策の実行のため、可能な範囲でベインキャピタルが有する経営資源やネットワークを活用していくことを予定しているとのことです。また、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、所有割合にして最大で約20%にとどまると想定され、当該最大の所有割合となる場合であっても、公開買付者は、対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなることが想定されることから、対象者株式の上場が維持されることとなる可能性を勘案しても、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、対象者にとって総合的にメリットを有するものと考えているとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

本公開買付けに関連して、銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、本株主間契約書（以下に定義します。）を締結しており、本株主間契約書において、銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、BCPE Wish Caymanが、対象者グループ（以下に定義します。）の事業の成長に必要な資金を提供する目的で、公開買付者が発行する種類株式（以下「本種類株式」といい、本種類株式と総称して、以下「本種類株式」といいます。）を引き受け、また、公開買付者は当該増資により得た資金を対象者に払い込むことにより、対象者が発行する普通株式を引き受けることに合意しております（以下「本追加出資」といいます。）。本種類株式の株式の内容は種類株式と同一とする予定であり、また、BCPE Wish Caymanがその全てを引き受ける予定です。本追加出資は27億円規模で行う予定ですが、その具体的な時期及び金額については、今後の対象者の事業運営の資金ニーズに鑑み、銭氏、鈴木氏、ベインキャピタル及び対象者が引き続き協議し、決定する予定です。

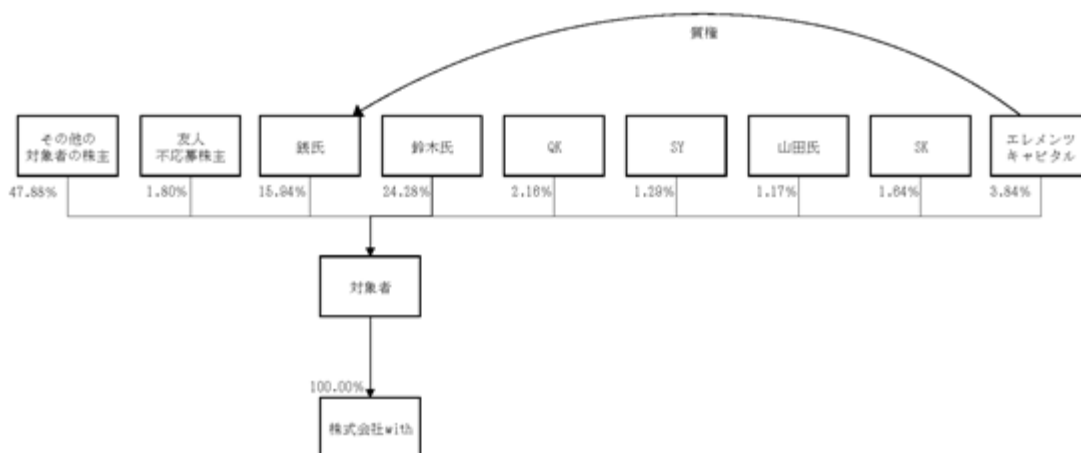
また、本公開買付けに関連して、銭氏及び鈴木氏は、それぞれ公開買付者との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書を締結しており、銭氏及び公開買付者は、本基本合意書において、銭氏が、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、第3位株主であるエレメンツキャピタルリサーチ合同会社（以下「エレメンツキャピタル」といいます。）が質権者となっている対象者株式（630,000株、所有割合3.84%）について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させるようエレメンツキャピタルと被担保債務の期限前弁済について協議・交渉することを合意しております（注4）。また、銭氏、鈴木氏及び公開買付者は、本基本合意書において、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、BCPE Wish Caymanをして、本吸収合併（以下に定義します。）の効力発生日の直前までにその所有する本種類株式全てについて公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権を行使させること（以下「本種類株式転換」といいます。）、並びに公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、対象者との間で、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことについて合意しております。本吸収合併により、公開買付者及び対象者を除くその時点における対象者の株主である銭氏及び鈴木氏に対して公開買付者の普通株式が交付されることになるため、本吸収合併後においても、公開買付者の株主は銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanとなる予定です。本吸収合併は、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として行う予定であるため、本臨時株主総会（以下に定義します。）において本株式併合（以下に定義します。）に係る議案の承認を得ることができず、本スクイズアウト手続が完了しなかった場合、本吸収合併も行われぬ予定です。

さらに、本基本合意書において、本吸収合併の完了を条件として、公開買付者の株主に対し（注5）、公開買付者の完全子会社となる株式会社w i t h（注6）の株式について、各株主が所有する公開買付者の普通株式の所有割合に即して現物配当（以下「本現物配当」といいます。）を行うことに合意しております。対象者グループは、マッチング事業とエンターテック事業を主軸事業としつつ、その他の事業をも営んでいるものの、公開買付者は、それぞれの事業環境が異なる中で、これらの事業を一体として運営するよりも、それぞれの事業ごとに経営資源の最適化を追求する方が、各事業の企業価値全体を向上させる観点からは望ましいと考えております。具体的には、株式会社w i t hが営むマッチング事業は既に収益基盤が確立されているのに対し、エンターテック事業及びその他の事業は現時点で収益化を達成しておらず、事業拡大への先行投資のための資金需要が継続的に生じております。対象者グループにおいて事業ステージの異なる事業が混在することは各事業の価値が過小評価される（マッチング事業については収益力が、エンターテック事業については成長余力がそれぞれ過小評価される）可能性があると考えております。そのため、本現物配当により、マッチング事業を営む株式会社w i t hを対象者グループから分離することにより、マッチング事業と、エンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業と別個独立に運営することで、マッチング事業とエンターテック事業及びその他の事業について、それぞれ置かれている事業ステージに合った成長が見込まれると考えております。本現物配当後、対象者グループにはエンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業のみが残ることとなりますが、公開買付者による本追加出資によって得た資金にて『INSPIX WORLD』のアップデート等の先行投資を実施することにより、対象者グループの事業の成長を見込むことができ、また、外部投資家からの資金調達もより検討可能となると想定しております。なお、銭氏及び鈴木氏は、本現物配当後も継続して対象者グループ及び株式会社w i t hの経営にあたる予定です。ただし、本現物配当の具体的な時期については現時点では決定されておらず、銭氏、鈴木氏及びペインキャピタル（以下「公開買付者グループ」といいます。）が引き続き協議する予定です。本基本合意書の概要については、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」の「本基本合意書」をご参照ください。

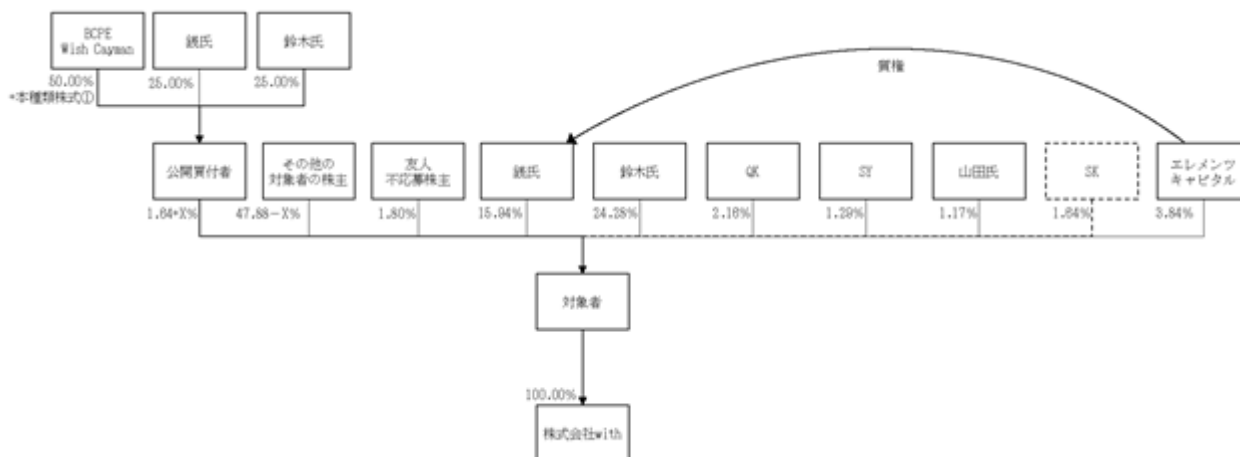
- (注3) 本吸収合併の効力発生前に本種類株式 若しくは のいずれか、又は両方について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、本公開買付けへの応募が極端に少ない場合を除き、BCPE Wish Caymanは公開買付者の議決権の99%以上を有することになります。
- (注4) かかる質権の被担保債務の期限前弁済に必要な資金は、銭氏がその発行済株式の87.10%を所有する資産管理会社であるS Kが本公開買付けに応募することにより得られるはずの対象者株式の売却代金を利用する予定です。かかる期限前弁済及び質権解除が行われた場合、エレメンツキャピタルが質権者となっている対象者株式（630,000株、所有割合3.84%）についての議決権を銭氏が行使することができるようになる予定です。
- (注5) 本現物配当後の公開買付者及び株式会社w i t hのいずれについても、銭氏が普通株式の約19%、鈴木氏が普通株式の約24%、BCPE Wish Caymanが普通株式の約57%を所有することとなる予定ですが、本株式併合における併合の割合により上記割合が変更される可能性があります。
- (注6) 株式会社w i t hの会社概要は、対象者プレスリリースに記載のとおりです。

現在想定されている一連の取引を図示すると、以下のとおりとなります。なお、本スクイーズアウト手続後の「本追加出資後」以降の手続については現在の想定を記載しております。

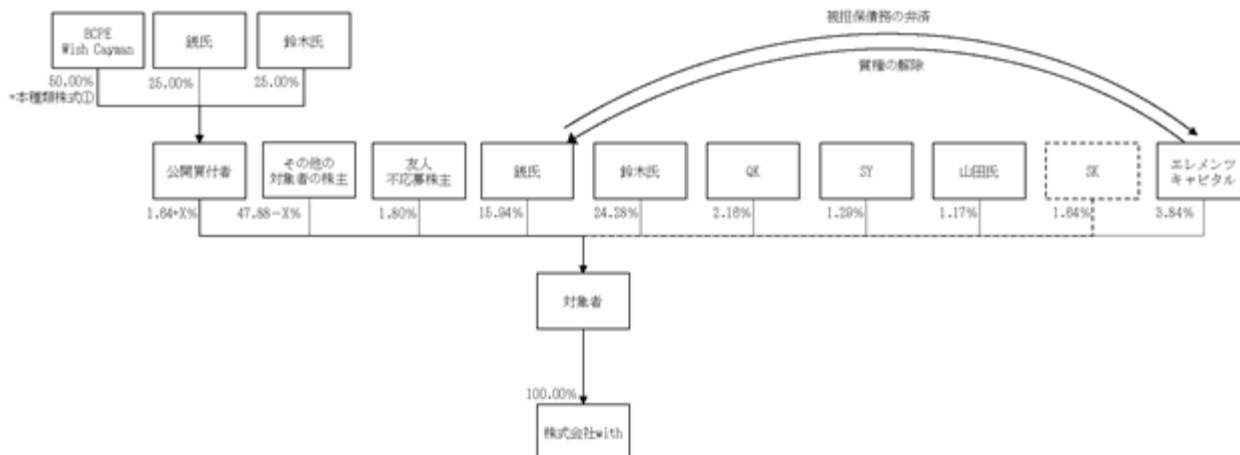
現状



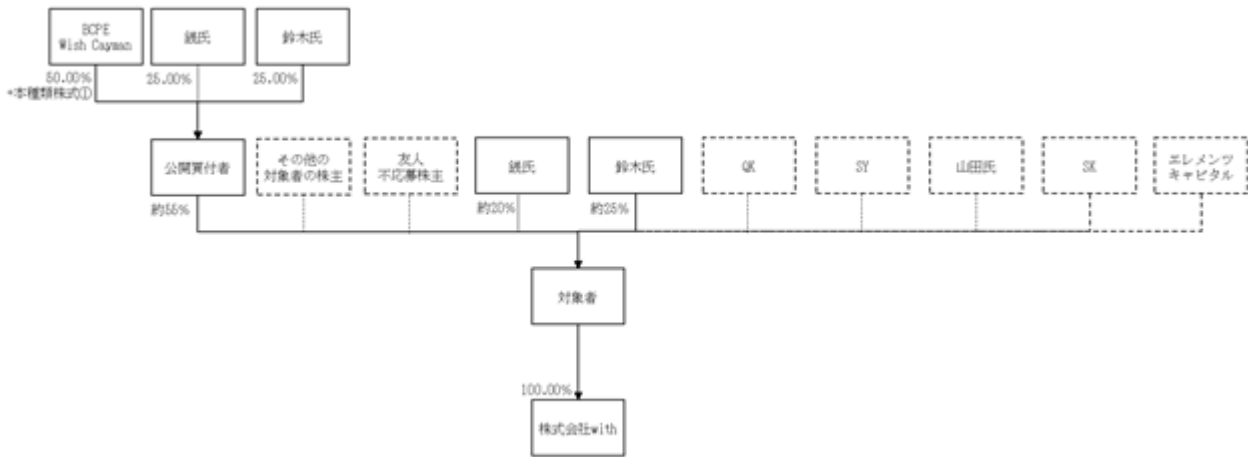
本公開買付け成立後



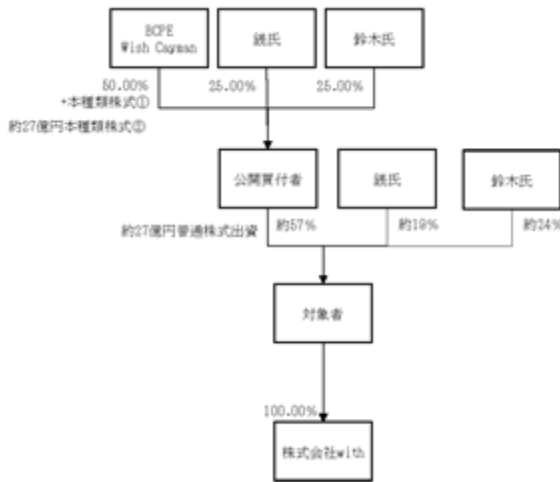
エレメンツキャピタル質権解除



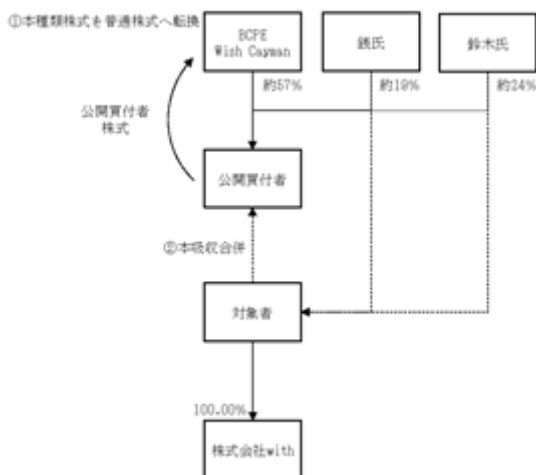
本スクイーズアウト手続後



本追加出資後

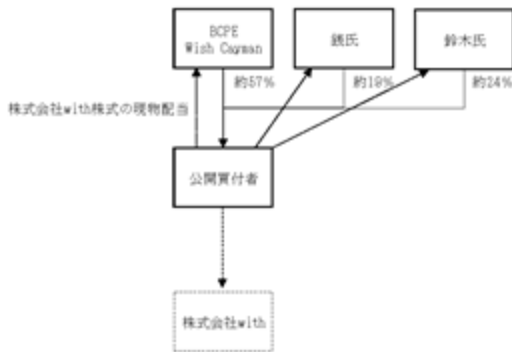


本種類株式転換及び本吸収合併後

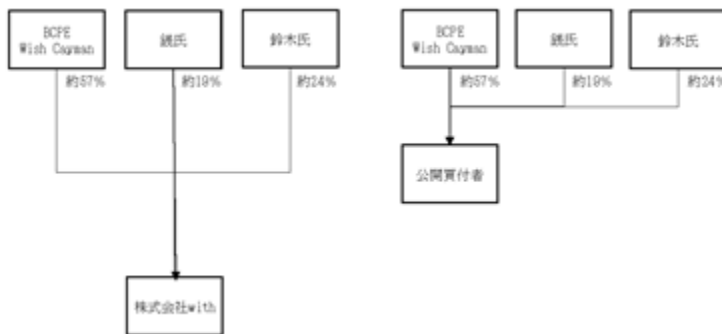




本現物配当



本現物配当後



(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

本公開買付けの背景等

対象者のグループは、2021年3月5日現在、対象者、連結子会社6社及び持分法適用関連会社2社の計8社（以下、総称して「対象者グループ」といいます。）で構成され、対象者の完全子会社である株式会社withが提供する恋愛・婚活オンラインマッチングサービスである『with』を主要サービスとして展開するマッチング事業並びに「ライブプラットフォームの運営」及び「IP（タレント等）発掘・育成・プロデュース等」を展開するエンターテック事業を主軸事業としているとのことです。対象者は、錢氏が、2010年5月に東京都渋谷区においてスマートフォンネイティブアプリ（注7）の企画・開発・運営を目的として設立され、創業以来、「世界にインパクトを与えなければ、気がすまない」という経営理念の下、「次のあたりまえを創る。何度でも」をミッションとして掲げ、スマートフォン向けアプリの企画・開発・運営事業を主軸に様々なサービスを展開してきたとのことです。2014年7月には東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2020年3月には事業の選択と集中の観点から、スマートフォン向けゲームアプリ事業等を第三者に譲渡し、現在に至っているとのことです。

（注7）「ネイティブアプリ」とは、プログラムをApp StoreやGoogle Play等のプラットフォームを通じて端末にダウンロードして利用するアプリケーションのことであり、常時ネットワーク環境を必要とするブラウザアプリと比し、利用時のユーザーストレスが少ないことを特徴とするものであります。

対象者グループは、継続的な収益成長と企業価値向上のため、一事業に依存しない事業の多面展開を図り、強固で安定感のある事業ポートフォリオを構築しながら事業を展開しており、中長期での事業戦略として、月額課金制による積み上げ型のマッチング事業と、顧客にとって未経験のサービスを提供することにより爆発的な成長余地があると考えられるエンターテック事業に経営資源を重点的に投下しながら、その他の事業も展開しているとのことです。その他の事業においては、医療機関向けSaaS（注8）事業として、オンライン診療を目的とした医療機関向けのソフトウェアの企画・開発・運営事業を展開する等、技術力と創造力を組み合わせることによる魅力的な新規事業創造への取り組みを継続しているとのことです。

（注8）「SaaS（Software as a Service）」とは、これまでパッケージング製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態のこ

とを指し、ユーザー側の導入・構築・管理等が不要又は最小限になること、常に最新のソフトウェア機能を提供・利用できること等が特徴として挙げられます。

マッチング事業においては、対象者の完全子会社である株式会社withが提供する恋愛・婚活オンラインマッチングサービスである『with』を主要サービスとして展開しており、統計学、心理学の知見を活用した「運命よりも、確実。」をコンセプトとする最適な男女のマッチングを目指したサービスを提供しているとのことです。『with』は主に、有料会員による月額課金の課金収入及びサービス内に掲載される広告の広告収入を収益源とするビジネスモデルであり、オンラインでの出会いが国内において徐々に浸透する中、登録会員数は2020年12月末時点において410万人に達しており、有料会員数も、2015年9月のサービス提供開始以来、継続的に増加しているとのことです。なお、2020年9月期及び2021年9月期第1四半期においても、マッチング事業の売上高及び営業利益は伸長しているとのことです。

エンターテック事業においては、主にiOS搭載端末及びAndroid搭載端末向けにライブアプリを提供し、課金アイテムの購入代金を収益源とするビジネスモデルである「ライブプラットフォームの運営」並びにタレントが実施する音楽ライブのチケット収入及びグッズ収入を収益源とするビジネスモデルである「IP（タレント等）発掘・育成・プロデュース等」の2軸展開を進めているとのことです。同事業の主要サービスは、対象者の連結子会社であるパルス株式会社が提供するバーチャルライブアプリ『INSPIX LIVE』であり、スマートフォンとスマートフォン向けVR（Virtual Reality：仮想現実）ゴーグルを組み合わせることで、VRによる新たな音楽ライブを体験できるものとなっているとのことです。現在『INSPIX LIVE』は、より理想的な顧客体験を実現するためにライブ特化型仮想空間SNS『INSPIX WORLD』への大型アップデートに向けて積極的な開発投資を行っているとのことです。なお、2020年9月期及び2021年9月期第1四半期においては、エンターテック事業の売上高は伸長している一方で、積極的な先行投資を継続しているため、営業損失を計上している状況にあるものの、将来の収益化を目指しているとのことです。

対象者グループは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大に伴い、新たなエンターテインメント技術の需要が高まる中、このようなVR技術を活用したライブ展開による新しい音楽マーケットが確立され、今後数年間で大きく飛躍するものと考え、積極的に事業拡大に取り組んでいるとのことです。

銭氏及び鈴木氏は、対象者グループが属するマッチングアプリ業界は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響下において人と人との直接の交流に一定程度制限が課されることが想定されるところ、2020年10月に公表された一般社団法人日本経済団体連合会による「ポストコロナを展望した少子化対策の推進に向けて」において、スマートフォンのアプリを利用したオンラインによる「場所を問わない」新たな出会い方が、少子化対策の一つとして若年層の結婚・出産希望の実現の一助となることが期待されるとの提言がなされる等、オンラインでの出会いに対するニーズはさらに高まっていき、市場は拡大していくものと考えているとのことです。一方で、市場の拡大に伴ってマッチングアプリ業界への新規参入が相次いでいることにより、競争環境は日々厳しさを増しており、これまでと同様の成長を継続するためには、宣伝効果が高い広告を行うことや、他サービスとの差別化要因となる独自機能の搭載等によるサービス認知度の向上及び新規ユーザーの獲得を推進していくことが必要であり、そのための先行投資が必要になると考えているとのことです。

また、銭氏及び鈴木氏は、対象者グループのエンターテック事業の主要サービスである『INSPIX LIVE』においても、上記のとおり、従来までのVR音楽ライブ体験にVR空間上でのソーシャル機能を付加させたライブ特化型仮想空間SNS（Social Networking Service）として他社には例を見ない初めてのバーチャルライブプラットフォームの構築を目指してライブ特化型仮想空間SNS『INSPIX WORLD』への大型アップデートを行っており、収益源の拡大に大きなポテンシャルを持つと考えられる一方で、サービス提供開始前のみならず、開始後においても、クオリティ追及のための大規模な投資が必要となり、事業立ち上げや収益化のタイミングに不確定要素が存在すると考えているとのことです。

かかる経営環境下において、銭氏及び鈴木氏は、対象者が2014年7月に上場して以来、上場会社として社会的な信用及び知名度を獲得し、対象者の属する業界における地位を確立してきたと考えているものの、上記の経営課題に対する問題意識があり、対象者グループのさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源をも活用することが有益であると考え、いかなる活用方法があるのかを含めて、対象者グループの経営施策や最適な資本構成を相談する目的で、銭氏は、銭氏の知人コンサルタントを介して、2020年10月中旬にベインキャピタルと面談の機会を持つに至り、情報交換を実施いたしました。銭氏は、上記のような経営課題を解決するための手段として、その後、鈴木氏も交え、複数回に亘って、対象者グループの事業及び事業環境についてベインキャピタルとディスカッションを重ねてまいりました。

銭氏及び鈴木氏は、ディスカッションを行う中で、対象者グループの中長期的なさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、マッチング事業、エンターテック事業及びその他の事業の各事業において「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を機動的に最適配分し、積極的な先行投資を行うことが対象者グループの成長戦略にとって極めて重要であること、その一方で、現在の対象者グループの有する経営資源のみでは十分な投資及び成長戦略を実行できない可能性があることを再認識し、ベインキャピタルが有する豊富な経験、実績、人材、経営ノウハウを活用し、短期間で着実に実行できる体制を構築することが必要であるとの認識を持つに至り、ベインキャピタルとも認識を共有いたしました。また、事業ステージの異なるマッチング事業とエンターテック事業を一体

の企業グループで運営することは、各事業の価値が過小評価される可能性があると考えに至りました。加えて、各事業の成長を加速させていくための取り組みは、中長期的に見れば大きな成長が見込まれる機会であったとしても、それらの施策が早期に対象者グループの利益に貢献するものであるとは限らず、また、計画通りに事業が展開しない事業遂行上の不確定要素に加え、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等による財務状況の悪化を招来するおそれがあると考えたとのことです。そのため、上場を維持したままでこれらの施策を実行すれば、対象者の株主の皆様に対して短期的に対象者株式の市場価格の下落といったマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないとして、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは難しいと考えに至りました。

加えて、対象者グループの手掛ける事業が複雑かつ多岐に亘っており、銭氏及び鈴木氏を含む対象者経営陣の考える対象者グループのさらなる成長のための大胆な先行投資が必ずしも全ての株主から賛同を得られ、資本市場から十分な評価が得られるとは限らず、会社の経営戦略についての理解に相違が生じることにより、経営陣の経営方針に基づく事業運営を円滑に実行していくことが困難になるリスクがあると認識いたしました。

そこで、銭氏及び鈴木氏は、2020年11月中旬、短期的な対象者グループの収益性の悪化を恐れ、各事業における先行投資を縮小する又は先延ばしにすることは、対象者の中長期的な成長を妨げむしる競争力・収益力を弱めることに繋がる可能性があるとの考えの下、対象者グループが短期的な業績変動に動じることなく、機動的に経営課題に対処し、長期的な視点を持って持続的な企業価値向上を実現させていくためには、対象者の株式を非公開化した上で、対象者グループの事業を別個独立し事業運営をスリム化させ、外部の経営資源をも活用した安定的な新しい経営体制を構築し、対象者の株主を銭氏、鈴木氏及び同様の成長戦略を描いているベインキャピタルが出資する会社のみとした機動的かつ柔軟な意思決定の下、対象者の事業の積極展開に取り組むことが最善の手段であるとの考えに至りました。一方、対象者の株式の非公開化を行った場合においても、上記のとおり、対象者については既に業界における地位を確立していると考えていることから、対象者の株式の非公開化が人材確保及び取引先の拡大等に与える悪影響は大きくないと判断し、銭氏及び鈴木氏は、非公開化のデメリットは限定的であると考えたとのことです。

なお、銭氏及び鈴木氏は、変化のスピードが速い対象者の事業環境を踏まえると、新たに第三者が複雑で多岐に亘る対象者の事業についての理解を深め、対象者との信頼関係を構築する時間的猶予は限られていること、また、上場会社としての情報管理の観点からオークションプロセスによるパートナーの選定は行っていないとのことです。ベインキャピタルが、世界中で450社以上の豊富な投資実績と経験を有することに加え、特に日本国内ではECサイト運営・キャッシュレス決済を手掛けるヘイ株式会社、総合広告代理店である株式会社アサソーディ・ケイ、電子メール配信サービスのチーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）等、対象者との関連性の高い分野での投資実績を有していること、その他の投資会社とは異なり経営コンサルティング又は事業会社での実務経験を有するプロフェッショナルを数多く抱えており、そのバックグラウンドを活かし、必要に応じて経験豊富な「手の動く」メンバーが現場に入ることによって投資先企業の事業改善に向けた事業戦略の作成及び実行支援を行うことに特段の強みを有すること並びに対象者グループの事業及び今後の成長戦略に対する造詣が深いことに着目し、ベインキャピタルが対象者グループにとって経営資源の提供者として最適であると判断するに至ったとのことです。

そして、銭氏及び鈴木氏は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が進んでいることによる事業への影響についても検討した結果、対象者の業況や取り巻く環境に重大なマイナスの変化が生じていないことを確認し、むしろ上記のとおり新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によりオンライン上での人と人とのコミュニケーションが加速すると考え、ビジネス拡大の機会であると捉え、変化のスピードが速い対象者の属する業界において早期に本取引を実行することが、対象者の企業価値向上に寄与すると判断いたしました。

そこで、2020年11月下旬から、公開買付者グループは本取引の一環として公開買付けを実施することに関して協議を開始し、銭氏及び鈴木氏の共同経営をベインキャピタルが支援する体制を前提として、本取引実施後の対象者の経営の在り方、基本方針につき協議を重ねてまいりました。

その後、公開買付者グループは、対象者に対する検討を進め、対象者に対して、2020年12月24日に本公開買付けを通じて対象者の株式を非公開化することに関する正式な意向を表明する意向表明書（以下「本提案書」といいます。）を対象者に対して提出いたしました。なお、買付予定数の下限の有無を含む本公開買付けの条件については本提案書における提案には含まれておりません。

公開買付者グループは、2021年1月中旬から1月末まで行われた、当該時点までのデュー・ディリジェンスの途中経過等を踏まえて、本取引の実現可能性が高まったと判断し、対象者の事業及び財務に関する多面的かつ総合的な分析、過去の発行者以外の者による株式公開買付けの事例におけるプレミアムの実例及び対象者の過去の一定期間における市場株価の動向等を参考に、2021年2月4日に対象者に対し、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,900円とし、本公開買付けにおける各本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）として、第4回新株予約権及び第12回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額（第4回新株予約権：775円、第12回新株予約権：1,233円）が本公開買付価格として提示した1,900円を下回っていることから、第4回新株予約権については当該提示価格と第4回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額775円との差額である1,125円に当該新

株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数である 2 を乗じた金額である 2,250 円、第 12 回新株予約権については当該提示価格と第 12 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額 1,233 円との差額である 667 円に当該新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数である 200 を乗じた金額である 133,400 円、第 13 回新株予約権、第 15 回新株予約権及び第 16 回新株予約権については、対象者株式 1 株当たりの行使価額（第 13 回新株予約権：2,325 円、第 15 回新株予約権：5,000 円、第 16 回新株予約権：下限 7,000 円）が当該提示価格を上回っているため、第 13 回新株予約権、第 15 回新株予約権及び第 16 回新株予約権については 1 円とする旨の提案を行いました。その後、公開買付者グループと対象者との間で協議を続ける中、2021 年 2 月 9 日、対象者から、提案価格に付されたプレミアム水準が、同種の M B O 事例におけるプレミアム水準との比較において下回っていることを理由として、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請されたことから、公開買付者グループは、対象者からの引き上げ要請の理由を真摯に考慮し、2021 年 2 月 15 日に本公開買付価格を 2,300 円とし、本新株予約権買付価格を第 4 回新株予約権については 3,050 円、第 12 回新株予約権については 213,400 円、第 13 回新株予約権については 1 円、第 15 回新株予約権については 1 円、第 16 回新株予約権については 1 円とする旨の再提案を行いました。その後、2021 年 2 月 19 日に対象者から直近の対象者株式の株価動向及び同種の M B O 事例におけるプレミアム水準等を勘案し十分なプレミアムが付されていないと考えていることを理由に、再度本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げの要請を受けました。当該要請を踏まえ、公開買付者グループは、2021 年 2 月 24 日に本公開買付価格を 2,400 円とし、本新株予約権買付価格を第 4 回新株予約権については 3,250 円、第 12 回新株予約権については 233,400 円、第 13 回新株予約権については 15,000 円、第 15 回新株予約権については 1 円、第 16 回新株予約権については 1 円とする旨の再提案を行いました。その後、2021 年 2 月 26 日に対象者から再度本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請されたことから、公開買付者グループは、2021 年 3 月 4 日に本公開買付価格を 2,800 円とし、本新株予約権買付価格を第 4 回新株予約権については 4,050 円、第 12 回新株予約権については 313,400 円、第 13 回新株予約権については 95,000 円、第 15 回新株予約権については 1 円、第 16 回新株予約権については 1 円とする旨の再提案を行いました。同日、対象者から、再度本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げの要請を受けました。当該要請を踏まえ、同日、公開買付者グループは、本公開買付価格を 3,000 円とし、本新株予約権買付価格を第 4 回新株予約権については 4,450 円、第 12 回新株予約権については 353,400 円、第 13 回新株予約権については 135,000 円、第 15 回新株予約権については 1 円、第 16 回新株予約権については 1 円とする旨の再提案を行ったところ、同日、対象者から、最終的な意思決定は本特別委員会（以下に定義します。）の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提のもと、公開買付者グループの提案を承諾する旨の回答を受領いたしました。

公開買付者グループは、対象者との間で、上記のとおり本公開買付価格を含む本取引の諸条件等について協議を重ねた上で、2021 年 3 月 5 日に本公開買付価格を 3,000 円とし、本新株予約権買付価格を第 4 回新株予約権については 4,450 円、第 12 回新株予約権については 353,400 円、第 13 回新株予約権については 135,000 円、第 15 回新株予約権については 1 円、第 16 回新株予約権については 1 円として、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

公開買付者グループは、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の協議と並行して、2021 年 2 月 12 日に対象者に対して、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しない旨の提案を行いました。その後、2021 年 2 月 13 日には本現物配当を行う旨の提案を行いました。当該提案に対し、2021 年 2 月 19 日に、本特別委員会より買付予定数の下限を設定しない旨の理由、上場が維持されることになった場合におけるペインキャピタルによる支援方針、本現物配当の実施が対象者グループの企業価値向上に資する理由等を確認され、それぞれ上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり理由を説明しております。

また、公開買付者グループは、対象者との協議と並行して、2021 年 1 月中旬に友人不応募株主を除く不応募合意株主との協議を開始いたしました。公開買付者グループは買付予定数の下限を設定しない意向を有していたため、本公開買付けの成立後に公開買付者及び友人不応募株主を除く不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 を下回り、その結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、対象者株式の上場が維持される場合もあり得ることを前提に、友人不応募株主を除く不応募合意株主に対して本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めました。友人不応募株主を除く不応募合意株主としては、2021 年 1 月中旬に、本スクイズアウト手続が完了せず対象者株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては対象者株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不応募株主を除く不応募合意株主は、2021 年 3 月 5 日付で本不応募合意書を締結しました。また、公開買付者グループは、2021 年 3 月初旬に友人不応募株主との協議を開始し、友人不応募株主を除く不応募合意株主と同様に、友人不応募株主に対しても、本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不応募及び本スクイズアウト手続への協力を求めましたところ、友人不応募株主も本スクイズアウト手続が完了せず対象者株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては対象者株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不応募株主は、2021 年 3 月 5 日付で本不応募合意書を締結いたしました。本不応募合意書の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「本不応募合意書」をご参照ください。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの背景等」に記載のとおり、2020年12月24日に、公開買付者グループから本提案書を受領したため、当該意向の内容について検討するにあたり、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付け価格及びその他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2020年12月30日にリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。))を選任したとのことです。

また、2020年12月30日に、本提案書に記載された本取引の提案を検討するための特別委員会(特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです。

対象者は、本提案書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向等を踏まえ、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、森・濱田松本法律事務所、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの助言を受けながら、公開買付者グループとの間で複数回に亘る協議を重ねた上で本取引の妥当性について検討したとのことです。

また、本公開買付け価格については、対象者は、2021年2月4日に公開買付者グループから本公開買付け価格を1,900円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については2,250円、第12回新株予約権については133,400円、第13回新株予約権については1円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を受けた後、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの助言を受けながら、2021年2月9日に、公開買付者グループに対して、提案価格に付されたプレミアム水準が、同種のMBO事例におけるプレミアム水準との比較において下回っていることを理由として、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請し、公開買付者グループとの間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2021年2月15日に本公開買付け価格を2,300円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については3,050円、第12回新株予約権については213,400円、第13回新株予約権については1円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を受けたとのことです。その後も公開買付者グループとの間で、継続的に協議・交渉を行い、その結果、公開買付者グループから、2021年2月24日に、本公開買付け価格を2,400円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については3,250円、第12回新株予約権については233,400円、第13回新株予約権については15,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を、2021年3月4日に、本公開買付け価格を2,800円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については4,050円、第12回新株予約権については313,400円、第13回新株予約権については95,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を受けたとのことです。その後、2021年3月4日に、対象者から、公開買付者グループに対して、提案価格が、対象者の実際に行使された新株予約権のうち最も高い行使価額である2016年6月2日に発行した第9回新株予約権の行使価額である2,950円(2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割が第9回新株予約権の行使前に行われたと仮定した行使価額)を下回ることを理由に、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請し、公開買付者グループとの間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2021年3月4日に本公開買付け価格を3,000円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については4,450円、第12回新株予約権については353,400円、第13回新株予約権については135,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案、また上記提案は本公開買付けにおける買付予定数の下限を設定しないことを条件としている旨の提案を受けたとのことです。

対象者は、当該提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーからさらに意見等を聴取するとともに、2021年3月4日付でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから取得した株式価値算定報告書(以下「本株式価値算定報告書」といいます。)の内容も踏まえて慎重に検討を行い、その結果、本公開買付け価格は、市場価格から見れば相当のプレミアムが付されていると評価でき、また、下記で述べるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによるディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の算定結果のレンジの上限額を上回るものであり、妥当な価格であると判断したとのことです。また、2021年2月12日、対象者は公開買付者グループから、本公開買付けの買付予定数の下限を設定しない旨の提案を受領し、2021年2月24日、対象者及び本特別委員会は、当該時点における提案価格が直近の市場価格に対して十分なプレミアムが付されていないため、公開買付者グループに対し、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充足するような下限の設定を要請する等、

買付予定数についても協議・交渉を続けていたところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限を設定しないことを条件として本公開買付価格(3,000円)の最終提案を受けたとのことです。本公開買付価格は、上記のとおり妥当な価格であると判断できる水準にあることを踏まえて、対象者及び本特別委員会は、公開買付者グループからの最終提案を応諾することとしたとのことです。このように、対象者は、公開買付者グループとの間で、継続的に本公開買付価格の交渉を行ったとのことです。

さらに、対象者は、森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2021年3月5日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、対象者は、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言及びデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから取得した本株式価値算定報告書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行ったとのことです。

対象者としても、マッチング事業においては、インターネット及びスマートフォンの普及が進展し、オンラインマッチングサービスの浸透が進むことによる市場拡大が期待される一方で、各サービス間での競争を勝ち抜くためには、業界トップのブランド力、サービスを確立し、顧客からの信頼・評判を盤石とすることが重要であり、そのためには迅速なサービス改善、オペレーションのさらなる強化、各種メディアを駆使したプロモーション展開等の効果的なブランディングへの積極投資が必要であると考えているとのことです。また、エンターテック事業においても、現在『INSPIX WORLD』への大型アップデートを継続しているところ、収益源の拡大に大きなポテンシャルを持つと考えている一方で、収益源の拡大のためには大規模投資が必要であり、加えて、その他の事業における新規事業創造においても積極的な投資が必要であると認識しているとのことです。このような経営環境の中で、対象者グループがさらなる成長を実現していくためには、各事業において「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を機動的に最適配分し、積極的な先行投資を推進していくことが必要不可欠であると考えているとのことです。

そして、公開買付者グループは、上記の協議・交渉の過程において、対象者の株式を非公開化した後は、下記「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、銭氏及び鈴木氏が進めていく施策に加えて、ベインキャピタルがこれまで蓄積してきた投資先に対する豊富なバリューアップノウハウを提供するとともに、大規模な先行投資のための資金調達支援を含む、各種支援を行い、対象者の事業の潜在的価値の最大化を実現させていく予定です。具体的には、( )経営管理基盤の強化、( )マッチング事業におけるサービス認知度の向上・新規顧客の獲得、( )マッチング事業におけるユーザーLTVの最大化、( )M&Aの実行による事業拡大、( )『INSPIX WORLD』のプラットフォームの確立、( )各事業における積極的な投資等の施策を講じることを予定しております。対象者は、公開買付者グループより、これらの意向の提示を受けたところ、公開買付者グループが考えるこのような方針・施策は、対象者が目指す方向性と近いものであり、ベインキャピタルが有する高度な経営ノウハウを活用し、協働することが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するものと判断したとのことです。

また、対象者は、コロナ禍及びポストコロナにおいて、マッチング事業に関しては、人と人との直接の交流に一定程度制限が生じる中で、恋愛・婚活オンラインマッチングサービスを通じた出会いに対するニーズはさらに高まっていくと考えられ、また、エンターテック事業においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴い、新たなエンターテインメント技術の需要が高まる中、自宅に居ながらにしてライブを体験できる等、対象者グループが注力しているVR技術を活用したライブ展開による新しい音楽マーケットが確立され、今後数年で大きく飛躍するものと考えているとのことです。一方で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大は、マッチング事業及びエンターテック事業の市場が拡大する契機となるものの、新規参加が増加し、競争環境の激化が予想されるとのことです。そのため、対象者としては、当該競争を勝ち抜くために、コロナ禍においても、本取引を実施し、可及的速やかに各種施策を実施することが必要であると考えているとのことです。

また、上記のとおり、対象者グループを取り巻く経営環境の中で、対象者グループがさらなる成長を実現していくためには、各事業において「ヒト・モノ・カネ」の経営資源を機動的に最適配分し、積極的な先行投資を推進していくことが必要不可欠であると考えておりますが、各事業の成長を加速させていくためのかかる積極的な先行投資は、短期的には、収益性の低下、キャッシュ・フローの悪化等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、その結果、対象者株式の市場株価の下落を招き、対象者の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えているとのことです。また、上記のような積極的な先行投資を行った場合であっても事業立ち上げや収益化のタイミングに不確定要素が存在しているため、対象者の株主の皆様がその後も当該市場株価の下落等の影響を被る可能性もあると考えているとのことです。



そのため、対象者も、株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者の株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させ、ペインキャピタルによる経営支援を最大限活用することが、対象者の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

なお、対象者の株式の非公開化を行った場合には、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられ、また、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなるとのことです。

しかしながら、近時の上場維持コストの上昇を踏まえると、今後も継続して株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあるとのことです。加えて、対象者グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分がより大きくなっており、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少しているものと考えられるとのことです。また、対象者の株式の非公開化により、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなるものの、ペインキャピタルが、対象者による大規模な先行投資のための資金調達の支援を行うことを予定していることからすれば、当該デメリットが対象者の事業に与える影響は大きくないと考えられるとのことです。したがって、対象者取締役会は、株式の非公開化のメリットはそのデメリットを上回ると判断したとのことです。以上を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者の株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

なお、不応募合意株主は本臨時株主総会において本株式併合等の各議案に賛成する予定であるため、不応募合意株式（合計7,631,500株、所有割合：46.48%）に加え、公開買付者が本公開買付けにより3,314,266株（所有割合：20.19%）の株式を取得した場合、公開買付者と不応募合意株主が所有する株式を併せて、本株式併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式併合の実行が確実となりますが、当該株式数を下回る場合には、対象者株式の上場が維持される可能性があります。もっとも、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、上記のとおり、所有割合にして最大で約20%にとどまると想定され、当該最大の所有割合となる場合であっても、公開買付者は、対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなるのが想定されるため、本公開買付けによりペインキャピタルが対象者の支配権を有するわけではないこと、また、そのような状況下においても対象者による経営施策の実行のため、可能な範囲でペインキャピタルが有する経営資源やネットワークを活用していくことを予定しているとのことであり、かかる支援をいただくことは、対象者の企業価値の向上に資すると考えられることから、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、対象者にとって総合的にメリットを有するものと考えているとのことです。したがって、本公開買付けにおいては買付予定数に下限が設定されない予定であるものの、対象者にとってはメリットのある取引であると考えているとのことです。

また、本公開買付価格（3,000円）が（ ）下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得」に記載されているデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる対象者株式価値の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回ること、（ ）本公開買付けの公表日の前営業日である2021年3月4日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値1,787円に対して、67.88%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）において同じとします。）、2021年3月4日までの過去1ヶ月の終値単純平均値2,188円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して37.11%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,716円に対して74.83%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,709円に対して75.54%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、近時の他のMBO事例におけるプレミアムと比較して平均的な水準以上のプレミアムが付されているといえることができること、（ ）下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」に記載の利益相反を回避するための措置等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること、（ ）上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で協議・交渉が複数回行われ、より具体的にはデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や本特別委員会との協議、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること、（ ）本特別委員会の要請により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること、（ ）本取引の一環として予定されている本吸収合併及び本現物配当は、一般株主が存在しない状況で行うことが予定されていることから、一般株主に不利益となることはなく、また、対象者グループの軸事業であるマッチング事業とエンターテック事業の事業環境が異なる中で、各事業ごとに経営資源の最適化を追求する方が、各事業の企業価値全体を向上させる観点からは望ましいと考えられる一方、株式会社withが営むマッチング事業と株式会社with以外の対象者グループが営むエンターテック事業はほぼ独立して運営されており、双方の事業に従事する従業員は限定的であり、従業員を含む対象者グループのス

テークホルダーに対して不利益が生ずる可能性は低いと考えられること等を踏まえ、対象者取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2021年3月5日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計6名のうち、銭氏及び鈴木氏を除く取締役4名（夏目公一朗氏並びに監査等委員である小武賢二氏、渡辺英治氏及び中澤歩氏。））の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、本新株予約権については、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されていることから、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の本新株予約権買付価格は、対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格である3,000円を上回っているためにいずれも1円とされていることから、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

銭氏及び鈴木氏は、公開買付者の株主であり、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、本公開買付けの成立後も継続して対象者株式を所有する予定であることから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

#### 本公開買付け後の経営方針

公開買付者グループは、マッチングアプリ業界において、今後はオンラインマッチングサービスの浸透が進むことによる市場の拡大が期待される一方で、各サービス間での競争を勝ち抜くためには業界トップのブランド力、サービスを確立し、顧客からの信頼・評判を盤石とすることが重要であり、そのためには迅速なサービス改善、オペレーションのさらなる強化、効果的なブランディングへの積極投資等が重要であると考えております。

また、エンターテック事業を含めたその他の事業については、現在対象者が行っている先行投資を推進し、対象者グループ内の「ヒト・モノ・カネ」の経営資源の最適配分を行っていくことが重要であると考えております。

また、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、株式会社withが営むマッチング事業は既に収益基盤が確立されているのに対し、エンターテック事業及びその他の事業は現時点で収益化を達成しておらず、事業拡大への先行投資のための資金需要が継続的に生じております。対象者グループにおいて事業ステージの異なる事業が混在することは、各事業の価値が過小評価される可能性があると考えております。そのため、本現物配当により、マッチング事業を営む株式会社withを対象者グループから分離することにより、マッチング事業と、エンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業と別個独立に運営することで、マッチング事業とエンターテック事業及びその他の事業について、それぞれ置かれている事業ステージに合った成長が見込まれると考えております。本現物配当後、対象者グループにはエンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業のみが残ることとなりますが、公開買付者による本追加出資によって得た資金にて『INSPIX WORLD』のアップデート等の先行投資を実施することにより、対象者グループの事業の成長を見込むことができ、また、外部投資家からの資金調達も検討可能となると想定しております。なお、銭氏及び鈴木氏は、本現物配当後も継続して対象者グループ及び株式会社withの経営にあたる予定です。



以上を踏まえ、銭氏及び鈴木氏は具体的には本取引成立後において、以下のような施策を講じることを想定しており、ベインキャピタルは必要な経営資源を提供することに同意しております。

( ) 経営管理基盤の強化

ユーザーIDに紐づいたトラッキング及びKPIの見直し等の経営管理基盤の強化を行うことで、顧客セグメンテーションに基づいたユーザー動向やLTV(Life Time Value:顧客生涯価値)を正確に把握することが可能となり、マーケティング効果の最大化が可能になると考えております。また、ベインキャピタルは、ECサイト運営・キャッシュレス決済事業、総合広告代理店事業、電子メール配信サービス事業等、対象者との関連性の高い分野での投資実績を有しており、これまでの投資にて培ったノウハウ・経験を対象者の経営管理基盤の強化に活かすことが可能であると考えております。

( ) マッチング事業におけるサービス認知度の向上・新規顧客の獲得

対象者グループのマッチング事業について、心理テストに基づいたユーザー情報を活用し、質の高い差別化されたオンラインマッチングサービスを提供することで、特に真剣な出会いを求めるユーザーの中で高いシェアを有している点が強みであると考えております。今後、オンラインマッチングサービスの市場が拡大する中で、同事業のさらなる成長が見込めると考えているものの、マッチングアプリ業界では多数の企業の新規参入によって競争環境は厳しさを増しており、対象者グループがその競争力を維持・発展させるためには、対象者グループが営むマッチング事業以外の事業と別個独立の経営体制の下、各種メディアを駆使したプロモーション展開を積極化する等の先行投資を行うことで、ブランド力の強化を図るとともにサービス認知度を向上させ、新規ユーザーの獲得を行っていく必要があると考えております。加えて、上記( )の施策により築かれた経営管理基盤の下、ユーザーのニーズを正確に把握することで退会率の低減を図り、新規ユーザーの獲得及び退会率の低減の両輪で、MAU(Monthly Active Users:1ヶ月当たりのアクティブユーザー数)の拡大に取り組むことを想定しております。

( ) マッチング事業におけるユーザーLTVの最大化

マッチング事業において、現状の課金モデルに加えて、多様な機能・サービスに応じた新たな課金モデルの追加や、上記( )の施策により築かれた経営管理基盤の下で個別最適化されたユーザーフォロー等を通して顧客満足度を向上させることで、ARPU(Average Revenue Per User:ユーザー1人当たりの平均売上金額)の向上及び課金ユーザー割合の向上が可能であると考えております。また、マッチング事業に関連する周辺商材のクロスセルや付随サービスの提供を通じて、ユーザーLTVを最大化する取り組みを行うことを予定しております。

( ) M&Aの実行による事業拡大

マッチングアプリ業界への多数の企業の新規参入が進む中で、今後は、業界内でのM&Aの機会も高まってくると考えております。周辺領域を含めたM&Aを通じて積極的に事業基盤・領域を拡大し、一層の中長期的な成長が可能になると考えております。また、ベインキャピタルが培ったM&Aのノウハウを活用し、M&Aのコミュニケーション及び実行、またM&A後の統合に伴うシナジー創出においてサポートを実施し、より確実かつ早期にM&Aを実現させることを想定しております。なお、現時点において、対象者グループが営むマッチング事業以外の事業について、第三者に譲渡する予定はございません。

( ) 『INSPIX WORLD』のプラットフォームの確立

対象者が現在進めている『INSPIX WORLD』の大型アップデートを継続し、事業プラットフォームの確立、価値最大化に向けた開発・運営・提携を支援していくことを考えております。現在の開発パートナーとの提携関係を深化させるとともに、今後もより多くの外部パートナーとの提携によりプラットフォームのクオリティを高めていくことで、新しい音楽マーケットを確立させていくことを想定しております。

( ) 各事業における積極的な投資

上記( )ないし( )の施策のとおり、経営管理基盤の強化、サービス認知度向上のためのプロモーション展開、オンラインマッチングサービスに関連する事業強化のためのM&A、『INSPIX WORLD』へのアップデート等、大規模な先行投資が必要であると考えております。ベインキャピタルは当該先行投資のための資金調達に際して、支援していく方針です。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、銭氏及び鈴木氏は本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

また、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」の「本株主間契約書」に記載のとおり、銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、株主間契約書(以下「本株主間契約書」といいます。)を締結し、本取引の完了後、自らを含む対象者の取締役について、銭氏及び鈴木氏とBCPE Wish Caymanがそれぞれ同数を指名する(銭氏及び鈴木氏は、両者間で合意の上、共同でBCPE Wish Caymanと同数の取締役を指名するものとされており、銭氏及び鈴木氏がそれぞれ指名されるものと予定されています。)ことを合意しております。もっとも、本取引完了後の対象者の取締役の候補者については、銭氏及び鈴木氏以外は現時点では未定であり、また、公開買付者と銭氏及び鈴木氏を除く対象者の取締役との間では、本公開買付け後の役員就任に

ついて何らの合意も行っておりません。本公開買付け実施後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引の完了後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

### (3) 本公開買付けに関する重要な合意

#### 本基本合意書

公開買付者は、銭氏及び鈴木氏との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書をそれぞれ締結し、以下の点について合意しております。

- ( ) 公開買付者が、銭氏及び鈴木氏による対象者のマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として、本公開買付けを開始した場合、(a)銭氏は、銭氏が所有する対象者株式の全て(2,616,600株、所有割合:15.94%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(b)鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式の全て(3,966,600株、所有割合:24.16%)及び鈴木氏が所有する本新株予約権の全て(100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%))を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと
- ( ) 銭氏は、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、エレメンツキャピタルが質権者となっている対象者株式(630,000株、所有割合3.84%)について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させ、対象者の株主名簿上、エレメンツキャピタルが所有者として記載又は記録されている当該株式の名義を銭氏に変更させるようエレメンツキャピタルと協議・交渉すること
- ( ) 公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除く。)の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立を条件として、本スクイーズアウト手続の円滑な遂行に必要な事項につき誠実に協力すること(本株式併合に係る議案の本臨時株主総会への付議を行うこと、及び対象者の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成することを含む。)
- ( ) 本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、本種類株式転換及び本吸収合併を実行すること
- ( ) 本吸収合併の完了を条件として、本現物配当を実行すること

#### 本不応募合意書

公開買付者は、Q K、S Y、柏谷氏、山田氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏との間で、2021年3月5日付で、本不応募合意書をそれぞれ締結し、以下の点について合意しております。

- ( ) 公開買付者が、銭氏及び鈴木氏による対象者のマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として、本公開買付けを開始した場合、(a)Q Kは、Q Kが所有する対象者株式の全て(354,300株、所有割合:2.16%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(b)S Yは、S Yが所有する対象者株式の全て(212,600株、所有割合:1.29%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(c)柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式の全て(204,800株、所有割合:1.25%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(d)山田氏は、山田氏が所有する対象者株式の全て(192,200株、所有割合:1.17%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(e)上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式の全て(36,000株、所有割合:0.22%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(f)佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式の全て(34,000株、所有割合:0.21%)を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと、(g)秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式の全て(14,400株、所有割合:0.09%)及び秋元氏が所有する本新株予約権の全て(30個(目的となる株式数:6,000株、所有割合:0.04%))を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。)をしないこと
- ( ) 公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除く。)の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立を条件として、本スクイーズアウト手続の円滑な遂行に必要な事項につき誠実に協力す

ること（対象者の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成することを含む。）

#### 本応募合意書

公開買付者は、第5位株主であるS K（所有株式数：269,300株、所有割合：1.64%）との間で、2021年3月5日付で、本応募合意書を締結し、S Kが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、S Kとの間の本応募合意書において、S Kは、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、S Kは、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使する旨を誓約しております。なお、S Kとの間の本応募合意書においては、S Kによる応募の前提条件は存在しません。

#### 本株主間契約書

銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、本株主間契約書を締結し、本取引の完了後における対象者グループの運営について合意しております。具体的には、（ ）本取引の完了後、対象者及び株式会社withの取締役について、銭氏及び鈴木氏とBCPE Wish Caymanがそれぞれ同数を指名する（銭氏及び鈴木氏は、両者間で合意の上、共同でBCPE Wish Caymanと同数の取締役を指名するものとする）こと、（ ）公開買付者が、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、対象者が発行する普通株式を引き受けること、（ ）銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanは、一定の例外的な場合を除き、自らの所有する公開買付者の株式を第三者に譲渡することができないことを合意しております。

#### (4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反状態が生じ得ること等を踏まえ、本公開買付け及び本新株予約権買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」をご参照ください。

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日の翌日（2021年4月27日を予定）又はそれに近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。公開買付者は、本公開買付け後に公開買付者及び本応募合意株主が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権の3分の2を下回る場合であっても、これらの要請を行うことを予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、

対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（銭氏、鈴木氏及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、銭氏、鈴木氏及び公開買付者（以下「本存続予定株主」といいます。）が対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（銭氏、鈴木氏及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。ただし、本株式併合の効力発生前において、本存続予定株主以外に、本存続予定株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主（以下「多数株主」といいます。）が存在する場合には、本株式併合の結果、多数株主が所有する対象者株式の数以上の対象者株式を所有する本存続予定株主のみが対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるような対象者株式の併合の割合とする可能性があります。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（銭氏、鈴木氏及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（銭氏、鈴木氏及び対象者を除きますが、上記のとおり多数株主が存在する場合には、この限りではありません。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権（ただし、不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、速やかに、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を實踐するよう要請する予定です。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主及び本新株予約権者の方々に、本臨時株主総会において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合もあり得ます。その結果、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本株式併合が実行されなかった場合、対象者株式の上場は当面の間維持される予定です。なお、公開買付者は、現時点において対象者の株式を非公開化する意向を有しており、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合であっても、公開買付者は、対象者株式の追加取得を含め、何らかの形で対象者の株式の非公開化を検討する可能性があります。公開買付者が対象者株式の追加取得を進めるか否かは、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場株価の動向、本臨時株主総会における本株式併合の議案への賛否の程度、改めて対象者の賛同を得ることが

きるか等を勘案の上、検討していくこととなるものと考えており、現時点において決定している事項はありません。他方で、対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期第10回定時株主総会68.08%、2020年9月期第11回定時株主総会54.39%であり、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を得る可能性があり、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2021年3月8日(月曜日)から2021年4月19日(月曜日)まで(31営業日)
公告日	2021年3月8日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

###### 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金3,000円
新株予約権証券	第4回新株予約権 1個につき金4,450円 第12回新株予約権 1個につき金353,400円 第13回新株予約権 1個につき金135,000円 第15回新株予約権 1個につき金1円 第16回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2021年1月中旬から2月末にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2021年3月4日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値(1,787円)並びに直近1ヶ月(2021年2月5日から2021年3月4日まで)、直近3ヶ月(2020年12月7日から2021年3月4日まで)及び直近6ヶ月(2020年9月7日から2021年3月4日まで)の終値単純平均値(2,188円、1,716円及び1,709円。)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、過去の同種のMBO事例において付されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格3,000円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である2021年3月4日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の終値1,787円に対して67.88%、直近1ヶ月間(2021年2月5日から2021年3月4日まで)の終値単純平均値2,188円に対して37.11%、直近3ヶ月間(2020年12月7日から2021年3月4日まで)の終値単純平均値1,716円に対して74.83%、直近6ヶ月間(2020年9月7日から2021年3月4日まで)の終値単純平均値1,709円に対して75.54%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格3,000円は、本書提出日の前営業日である2021年3月5日の対象者株式の終値である1,842円に対して62.87%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>(2) 新株予約権</p> <p>本新株予約権のうち第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権については、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(第4回新株予約権:775円、第12回新株予約権:1,233円、第13回新株予約権:2,325円)が本公開買付価格(3,000円)を下回っております。そこで、公開買付者は、第4回新株予約権1個に係る買付け等の価格を、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額775円との差額である2,225円に当該新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である2を乗じた金額である4,450円と、第12回新株予約権1個に係る買付け等の価格を、本公開買付価格である3,000円と第12回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,233円との差額である1,767円に当該新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である200を乗じた金額である353,400円と、第13回新株予約権1個に係る買付け等の価格を、本公開買付価格である3,000円と第13回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額2,325円との差額である675円に当該新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である200を乗じた金額である135,000円と、それぞれ決定いたしました。</p> <p>第15回新株予約権及び第16回新株予約権については、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(第15回新株予約権:5,000円、第16回新株予約権:下限7,000円)が本公開買付価格(3,000円)を上回っているため、第15回新株予約権及び第16回新株予約権1個に係る買付け等の価格をそれぞれ1円と決定いたしました。</p>

	<p>また、本新株予約権はいずれも新株予約権発行要項又は新株予約権割当契約書で譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされており、また、第4回新株予約権及び第12回新株予約権は、各回号の新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのこと。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2021年3月5日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様はその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認すること、及び譲渡を希望する第4回新株予約権及び第12回新株予約権を所有する新株予約権者との間では新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのこと。</p> <p>なお、公開買付者は、本新株予約権買付価格の決定に際し、本公開買付価格を基に算定していることから、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、公開買付者グループは、対象者に対して、2020年12月24日に本公開買付けを通じて対象者の株式を非公開化することに関する正式な意向を表明する本提案書を対象者に対して提出いたしました。</p> <p>公開買付者グループは、2021年1月中旬から1月末まで行われた、当該時点までのデュー・ディリジェンスの途中経過等を踏まえて、本取引の実現可能性が高まったと判断し、対象者の事業及び財務に関する多面的かつ総合的な分析、過去の発行者以外の者による株式公開買付けの事例におけるプレミアムの実例及び対象者の過去の一定期間における市場株価の動向等を参考に、2021年2月4日に対象者に対し、本公開買付価格を1,900円とし、本新株予約権買付価格として、第4回新株予約権及び第12回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額(第4回新株予約権:775円、第12回新株予約権:1,233円)が本公開買付価格として提示した1,900円を下回っていることから、第4回新株予約権については当該提示価格と第4回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額775円との差額である1,125円に当該新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である2を乗じた金額である2,250円、第12回新株予約権については当該提示価格と第12回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額1,233円との差額である667円に当該新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である200を乗じた金額である133,400円、第13回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額(第13回新株予約権:2,325円、第15回新株予約権:5,000円、第16回新株予約権:下限7,000円)が当該提示価格を上回っているため、第13回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権については1円とする旨の提案を行いました。その後、公開買付者グループと対象者との間で協議を続ける中、2021年2月9日、対象者から、提案価格に付されたプレミアム水準が、同種のMBO事例におけるプレミアム水準との比較において下回っていることを理由として、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請されたことから、公開買付者グループは、対象者からの引き上げ要請の理由を真摯に考慮し、2021年2月15日に本公開買付価格を2,300円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については3,050円、第12回新株予約権については213,400円、第13回新株予約権については1円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の再提案を行いました。2021年2月19日に対象者から直近の対象者株式の株価動向及び同種のMBO事例におけるプレミアム水準等を勘案し十分なプレミアムが付されていないと考えていることを理由に、再度本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げの要請を受けました。当該要請を踏まえ、公開買付者グループは、2021年2月24日に本公開買付価格を2,400円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については3,250円、第12回新株予約権については233,400円、第13回新株予約権については15,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の再提案を行いました。その後、2021年2月26日に対象者から再度本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請されたことから、公開買付者グループは、2021年3月4日に本公開買付価格を2,800円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については4,050円、第12回新株予約権については313,400円、第13回新株予約権については95,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の再提案を行いました。同日、対象者から、再度本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げの要請を受けました。当該要請を踏まえ、同日、公開買付者グループは、本公開買付価格を3,000円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については4,450円、第12回新株予約権については353,400円、第13回新株予約権については135,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の再提案を行ったところ、同日、対象者から、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提のもと、公開買付者グループの提案を応諾する旨の回答を受領いたしました。</p>

公開買付者グループは、対象者との間で、上記のとおり本公開買付価格を含む本取引の諸条件等について協議を重ねた上で、2021年3月5日に本公開買付価格を3,000円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については4,450円、第12回新株予約権については353,400円、第13回新株予約権については135,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円として、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反状態が生じ得ること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本取引がいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2020年12月30日開催の対象者取締役会において、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、対象者、公開買付者、不応募合意株主及び応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)との間に利害関係を有しない、対象者の社外取締役である夏目公一朗氏並びに対象者の独立社外取締役(監査等委員)である渡辺英治氏(税理士、渡辺税理士事務所代表)及び中澤歩氏(弁護士、中澤法律事務所パートナー)の3名によって構成される本特別委員会を設置し、同委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。また、互選により本特別委員会の委員長として渡辺英治氏を選定しているとのことです。本特別委員会の一部の委員には、特別委員会の委員への就任に伴い別途の報酬を支払っておりますが、本取引の成否にかかわらず支払われる月次固定額の報酬のみであり、いずれの委員の報酬にも、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。



対象者は、本特別委員会に対し、(a)対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性(本取引のために講じられた公正性担保措置の内容を含む。)について検討・判断した上で、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点について本答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。また、対象者取締役会は、対象者取締役会における本取引に関する意思決定については、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び本特別委員会が本公開買付けの実施又は取引条件が妥当でない判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a)対象者が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。)、(b)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含む。)すること、(c)事業計画の内容及び作成の前提に係る情報を含め、対象者の役員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること及び(d)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項についての権限を付与することを決議したとのことです。

本特別委員会は、2020年12月30日より2021年3月4日までの間に合計13回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、まず、第1回の本特別委員会において、対象者が選任したリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、いずれも独立性に問題がないことから、それぞれを対象者のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関とすることについて承認したとのことです。また、公開買付者との交渉過程への関与方針として、原則として直接の交渉は対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが窓口として行うことを確認したとのことです。その上で、本特別委員会は、対象者の事業状況、事業についての見通し、市場環境、本取引に至る経緯及び本取引の目的、本取引による具体的なメリット・デメリット、本取引に代わる施策の可能性を含めての本取引を前提としない場合の企業継続に関する見通し、並びに業績・財務状況及び事業計画等について対象者から説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行い、公開買付者との交渉の各局面においては、対象者に対して意見表明や助言を行ったとのことです。また、本特別委員会は、対象者が本取引のために事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認したとのことです。また、本特別委員会は、公開買付者から、ペインキャピタルの概要、公開買付者グループが本取引を実施する目的・理由、今後の経営方針・投資計画、本取引にあたって留意した事項、本取引によって想定される具体的な影響・効果、本取引による具体的なメリット・デメリット等について説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。さらに、本特別委員会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、本取引の条件等についての交渉経緯及び対象者の株式価値算定についての説明を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

また2021年2月4日に公開買付者グループから本公開買付価格を1株当たり1,900円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については2,250円、第12回新株予約権については133,400円、第13回新株予約権については1円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を受領して以降、本特別委員会は、対象者と公開買付者グループとの間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等についての報告を随時受け、その対応方針等を協議したとのことです。そして、2021年2月15日に公開買付者グループから本公開買付価格を1株当たり2,300円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については3,050円、第12回新株予約権については213,400円、第13回新株予約権については1円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を、2021年2月24日に公開買付者グループから本公開買付価格を1株当たり2,400円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については3,250円、第12回新株予約権については233,400円、第13回新株予約権については15,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を受領し、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから受けた近時のMBO事例におけるプレミアムに関する分析を含む財務的見地からの助言も踏まえて、その内容を審議・検討した上で、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の引き上げを要請する等、本特別委員会は、公開買付者との交渉過程に関与し、その結果、対象者は、2021年3月4日に公開買付者から本公開買付価格を1株当たり3,000円とし、本新株予約権買付価格を第4回新株予約権については4,450円、第12回新株予約権については353,400円、第13回新株予約権については135,000円、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とする旨の提案を受けるに至ったとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が開示予定の対象者プレスリリース及び公開買付者が提出予定の公開買付届出書の各ドラフトについて説明を受け、森・濱田松本法律事務所の助言を受けつつ、本取引に関する充実した情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年3月5日、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申の内容

対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主並びに第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、並びに、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、当該本新株予約権者の判断に委ねることを決議するべきであると考えている。

対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主並びに第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、並びに、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、当該本新株予約権者の判断に委ねることを決議することは、対象者の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付けが成立した後における公開買付者による対象者の株式の非公開化は、対象者の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではないと考える。

(b) 答申の理由

本取引の是非

本特別委員会は、銭氏、鈴木氏、ベインキャピタル及び対象者から、対象者グループの中長期的なさらなる成長及び企業価値向上の実現のための施策、当該施策を実施するにあたっての対象者の株式の非公開化の必要性、対象者非公開化後の本吸収合併及び本現物配当の必要性について、説明を受けているが、本特別委員会としても、かかる説明は、対象者グループを取り巻く事業環境及び対象者グループの経営課題を前提としたもので、いずれも一定の合理性があるものと考えており、本取引は、対象者グループ全体が中長期的に成長するために有効な選択肢であると思われる。

また、対象者グループを取り巻く事業環境や経営課題を踏まえると、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の企業価値向上のための各種施策を実施することにはメリットがあると考えられ、合理性が認められる。

また、当該各種施策を実行するための手法として、対象者の株式を非公開化することで、一般株主へのリスク負担を回避しつつ、ベインキャピタルの資本力を活用しながら、新製品の開発・上市を加速化させるための設備投資等の各種施策を実行することも合理性がある。

以上より、当委員会は、対象者及び公開買付者グループが両者間の協議の結果想定する上記各シナジーは、具体的な効果、その実現可能性等から総合的に判断して合理的であり、本取引の完了により対象者グループに有意なメリットが見込まれるものと考えられる。他方で、上場廃止によるデメリットが対象者の事業に与える影響は大きくないと考えられる。

なお、不応募合意株主は、本臨時株主総会において本株式併合等の各議案に賛成する予定とのことであるため、不応募合意株式（合計7,631,500株、所有割合：46.48%）に加え、公開買付者が本公開買付けにより3,314,266株（所有割合：20.19%）の株式を取得した場合、公開買付者と不応募合意株主が所有する株式を合わせて、本株式併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式併合の実行が確実となるが、当該株式数を下回る場合には、対象者株式の上場が維持される可能性がある。もっとも、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、所有割合にして最大で約20%にとどまると想定されるところ、上記の最大の所有割合となる場合であっても公開買付者は対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には、上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなることが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが対象者の支配権を有するわけではないと考えられる。また、ベインキャピタル、銭氏及び鈴木氏からは、対象者の支配権を有することとならない場合であっても、ベインキャピタルが、対象者からの要請に応じ、一株主として一定程度対象者による経営施策の実行を支援していく予定であり、さらに、対象者株式の上場が維持された場合において対象者の一般株主にとって不利益となるような合意は存在しないとの回答を得ている。

以上を踏まえると、対象者株式の上場が維持されることとなる可能性を勘案しても、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、対象者にとって総合的にメリットを有するものと考えられる。また、本取引においては、対象者の臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本株式併合が実行されなかった場合、対象者株式の上場は当面の間維持される予定であるが、上場維持の状態公開買付者が対象者の株主となることの一事をもって、対象者又は対象者の一般株主に特段の不利益が生じる可能性は低い。

以上より、本特別委員会としても本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けを含む本取引の目的は合理的と認められる。

#### 取引条件の妥当性

対象者は、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本株式価値算定報告書を取得している。本特別委員会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けた上で、質疑応答を行い、その内容の検討を行った。その結果、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの採用した算定手法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法でありその他算定方法に関する説明も合理的であって、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであると考えられる。また、本特別委員会は、当該算定の前提となった事業計画の策定過程、内容及び重要な前提条件について説明を受けた上で、質疑応答を行ったが、事業計画の内容に特に不合理な点がないことが確認された。そして、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー作成の株式価値算定報告書における対象者株式の株式価値評価に照らすと、本公開買付価格は、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの上限額を上回っている。

また、本公開買付価格については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、継続的に協議・交渉を行っており、その結果、本公開買付価格は、市場価格から見れば相当のプレミアムが付されていると評価でき、また、上記で述べたデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによるDCF法の算定結果のレンジの上限額を上回っており、妥当な価格であると判断した。加えて、公開買付者との交渉は、当委員会が適時に交渉状況の報告を受け、対象者やデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことで進められてきたものであり、その他本公開買付価格の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められない。

さらに、現金を対価とする公開買付け及びその後の非公開化の手続（株式併合）の実施による二段階買収という方法は、非公開化取引においては一般的に採用されている方法であり、本スクイズアウト手続の完了後に実施する本吸収合併や本現物配当については、既に一般株主が存在していない時点で行われるため、一般株主に不利益となる点は認められない。

以上を検討の上、本特別委員会は、(ア)市場株価に対する本公開買付価格のプレミアム水準は、近時のMBO事例におけるプレミアム水準に照らしても平均的な水準以上と認められること、(イ)公開買付者グループとの交渉は本特別委員会において決定された交渉方針の下でその指示に従って行われ、かかる交渉の結果として当初提案価格から対象者株式の価格にして1,100円（当初提案価格1,900円の約58%）の引き上げを実現したこと、(ウ)独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー作成の株式価値算定報告書の算定結果に照らして、本公開買付価格は合理的な価格と考えられること、(エ)その他本公開買付価格の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないと認められること、及び(オ)非公開化に向けた株式併合を含めた本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らし、対象者の一般株主の利益を図る観点から、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断するに至った。

	<p>本取引に至る交渉過程等の手続の公正性</p> <p>(ア)対象者は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者との間に利害関係を有しない、対象者の社外取締役である夏目公一朗並びに対象者の独立社外取締役(監査等委員)である渡辺英治(税理士、渡辺税理士事務所代表)及び中澤歩(弁護士、中澤法律事務所パートナー)の3名によって構成される当委員会を設置し、当委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議していること、(イ)対象者は、本取引に係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、対象者及び公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として対象者が選任したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、本公開買付価格を始めとする本公開買付けの条件について財務的見地からの助言・意見等を得るとともに、本公開買付価格の妥当性を確保するため、株式価値算定報告書を取得していること、(ウ)本取引について検討するにあたっては、対象者及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から随時、本取引において手続の公正性を確保するための措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその他の過程等に関する法的助言を受けていること、(エ)本取引を検討・交渉過程及び事業計画の作成過程において、利害関係を有する取締役及び従業員を関与させないこととし、独立した検討体制を構築していること、(オ)本取引に関する取締役会の審議及び決議には、対象者の取締役のうち、銭氏及び鈴木氏は参加させておらず、また、対象者は、銭氏及び鈴木氏を、対象者の立場で、本取引に係る協議及び交渉に参加させていないこと、(カ)本公開買付けに関しては、公開買付期間が法令に定められた最短期間(20営業日)よりも長期である31営業日に設定される予定であるとともに、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないように、公開買付期間中において対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮されていること、(キ)マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されない予定であるものの、それが直ちに本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと考えられ、また、本公開買付けにおいては買付予定数に下限が設定されない予定であるものの、上記のとおり対象者株式の上場が維持されつつペインキャピタルが対象者の株主となる場合においても本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであると考えられ、また、対象者の2019年第9月期第10回定時株主総会の議決権行使割合は68.08%、2020年第9月期第11回定時株主総会の議決権行使割合は54.39%であることから、仮に本公開買付けにおける一般株主による応募数が少ない場合であっても、不応募合意株主が所有する対象者株式(合計7,631,500株、所有割合:46.48%)を考慮すると非公開化が決議される可能性があるものの、定時株主総会時点の株主と本臨時株主総会時点の株主は異なり、さらに、付議される議案内容も異なるため、一概に定時株主総会の議決権行使比率が本臨時株主総会の議決権行使比率にもあてはまるともいえず、公開買付けを前置しないスキームと比較すれば一般株主の意思をより考慮することができると考えられることから、買付予定数に下限が設定されていないことは、直ちに本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(ク)一般株主に対して十分な情報が開示され、適切な判断の機会が確保される予定であること、並びに(ケ)本取引において強圧性の問題が生じないよう、非公開化手続の適法性も確保されていることに照らし、本公開買付けを含む本取引において、公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。</p>
--	--

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2021年3月4日に本株式価値算定報告書を取得したとのことです。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

また、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は、上記「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記の各方式において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,709円 ~ 2,188円

DCF法 : 1,787円 ~ 2,476円

市場株価法では、算定基準日を2021年3月4日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の基準日終値1,787円、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,188円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,716円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,709円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,709円 ~ 2,188円と算定したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2021年9月期から2024年9月期までの事業計画における収益予測及び投資計画、並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2021年9月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定したとのことです。その際、7.00% ~ 8.00%の割引率を採用したとのことです。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.00% ~ 1.00%の永久成長率を採用しているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,787円 ~ 2,476円と算定したとのことです。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法で算定の前提とした対象者財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。なお、対象者財務予測については、上記「対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。なお、対象者財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、マッチング事業については、2021年9月期から2024年9月期にかけて、恋愛・婚活オンラインマッチングサービスの市場拡大とともに、恋愛・婚活オンラインマッチングサービスである『with』が順調にユーザー数を伸ばし、収益の増加に継続的に貢献することを見込んでいるとのことです。しかしながら、2021年9月期においては、エンターテック事業の主要サービスである『INSPIX WORLD』への大規模な開発投資を実行するため、営業損失を見込んでいるとのことです。2021年9月期から2022年9月期にかけては、『INSPIX WORLD』への大規模な開発投資を引き続き実行するものの前事業年度に比して金額が減少することや、マッチング事業の拡大により、大幅な増益を見込んでいるとのことです。その後、2022年9月期から2023年9月期及び2024年9月期にかけては、『INSPIX WORLD』の大規模な開発投資が一巡することによる開発投資の減少及び収益源の拡大に伴い、エンターテック事業が収益化することや、マッチング事業は、恋愛・婚活オンラインマッチングサービスの市場拡大とともに、売上高及び利益ともに高い成長率を実現することにより、大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することができるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。なお、当該財務予測については、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーが対象者との間で複数回質疑応答を行う等してその内容を分析及び検討したとのことです。

(単位：百万円)

	2021年9月期 (9ヶ月)	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
売上高	5,566	9,182	11,469	13,916
営業利益	420	216	2,400	3,261
E B I T D A	266	485	2,762	3,734
フリー・キャッシュ・フロー	784	450	1,605	2,294

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの算定は、2021年3月4日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

なお、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、具体的には、第4回新株予約権については対象者株式1株当たりの行使価額775円との差額である2,225円に2を乗じた金額である4,450円、第12回新株予約権については対象者株式1株当たりの行使価額1,233円との差額である1,767円に200を乗じた金額である353,400円、第13回新株予約権については対象者株式1株当たりの行使価額2,325円との差額である675円に200を乗じた金額である135,000円とそれぞれ決定され、本公開買付価格を基に算定されており、他方で、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額等が本公開買付価格である3,000円を上回っており、具体的には、第15回新株予約権については対象者株式1株当たりの行使価額5,000円、及び第16回新株予約権については対象者株式1株当たりの下限行使価額7,000円であり、いずれも本公開買付価格である3,000円を上回っているため、第15回新株予約権については1円、第16回新株予約権については1円とそれぞれ決定されていることから、本新株予約権買付価格に関しては、対象者は第三者算定機関から算定書及びその公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本取引に係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の本特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認したとのことです。また、森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

対象者は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーより取得した本株式価値算定報告書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2021年3月5日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計6名のうち、銭氏及び鈴木氏を除く取締役4名（夏目公一朗氏並びに監査等委員である小武賢二氏、渡辺英治氏及び中澤歩氏。））の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。



なお、本新株予約権については、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されていることから、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の本新株予約権買付価格は、対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格である3,000円を上回っているためにいずれも1円とされていることから、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

銭氏及び鈴木氏は、公開買付者の株主であり、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、また、企業価値向上のために共通の目標を持つため、本公開買付けの成立後も継続して不応募合意株式を所有する予定であることから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、それぞれ、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

#### 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けと並行して、対象者が対象者株式について対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、上記「対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討するいわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含みます。）については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立に必要な取得株式数の水準が著しく高くなるためその成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、上記の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

( 3 ) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,761,149 (株)		
合計	8,761,149 (株)		

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数(8,761,149株)を記載しております。当該最大数は、対象者潜在株式勘案後株式総数(16,418,649株)から、不応募合意株式(7,631,500株)及び不応募合意株主が所有する本新株予約権130個の目的となる株式数(26,000株)を控除した株式数(8,761,149株)です。
- (注3) 買付予定の普通株式の内訳は、普通株式8,001,549株、第4回新株予約権2,800個(目的となる普通株式の株式数:5,600株)、第12回新株予約権150個(目的となる普通株式の株式数:30,000株)、第13回新株予約権120個(目的となる普通株式の株式数:24,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる普通株式の株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる普通株式の株式数:350,000株)となります。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注6) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	87,611
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,596
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月8日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月8日現在)(個)(g)	76,575
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	260
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)	155,954
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	53.36
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、各本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(759,600株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月8日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(16,418,649株)に係る議決権の数である164,186個を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

## (1)【株券等の種類】

普通株式

## (2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならない(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得をすることができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前

通知」といいます。) 、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされており(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2021年3月1日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2021年3月31日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

#### 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2021年2月26日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査機関として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

#### (3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

### 7 【応募及び契約の解除の方法】

#### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

オンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンラインサービス(<https://hometrader.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに手続を行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。(注2)

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ(<https://www.nomura.co.jp/>)もご参照ください。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されてい

る場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権の応募にあたっては、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権譲渡承認通知書」を「公開買付応募申込書」とともにご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、オンラインサービスにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について  
公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2]本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A]のいずれか1点、又は[B]のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[ A ] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[ B ] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要  
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

本人確認書類（原本・コピー）は、以下2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日  
野村證券株式会社の店舗でお手続をされる場合は、原本をご提示いただき、その場での確認とさせていただきます。

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができません（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

（注2） オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードをご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続ください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続に時間を要しません。

・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

（注3） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス (<https://hometrade.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ (<https://www.nomura.co.jp/>) もご参照ください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号  
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	26,283,447,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	140,000,000
その他(c)	12,000,000
合計(a) + (b) + (c)	26,435,447,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(8,761,149株)に本公開買付価格(3,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
公開買付者の株主による出資	30,000,000
計(d)	30,000,000

(注1) 公開買付者は、資金金額の出資の裏付けとして、公開買付者の普通株式に係る議決権の50.00%を所有するBCPE Wish Caymanより、2021年3月5日付で、公開買付者に対して30,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。BCPE Wish Caymanは、BCPE Wish Holdings Cayman, L.P.より、BCPE Wish Caymanに対して30,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年3月5日付で取得しております。BCPE Wish Holdings Cayman, L.P.は、Bain Capital Asia Fund, L.P.(以下「BC Asia ファンド」といいます。)より、BCPE Wish Holdings Cayman, L.P.に対して、30,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を2021年3月5日付で取得しております。

(注2) 公開買付者は、BCPE Wish Caymanから以下の報告を受けることにより、BCPE Wish Caymanの出資の確実性を確認しております。BC Asia ファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC Asia ファンドに対する出資コミットメントは、主として国際的な金融機関、公的年金基金、財団、ファンド・オブ・ファンズ及び政府系投資機関等の機関投資家であるBC Asia ファンドのリミテッド・パートナー(以下「BC Asia ファンドLP」といいます。)によって行われております。BC Asia ファンドLPは、それぞれBC Asia ファンドに対し一定額(以下「コミットメント金額」といいます。)の金銭出資を行うことを約束しております。BC Asia ファンドの投資期間内に、BC Asia ファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital Investors Asia, LLC(以下「BC Asia ファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC Asia ファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれの



コミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC Asia ファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられております。なお、一部のBC Asia ファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のBC Asia ファンドLPはその出資義務を免れるものではなく、BC Asia ファンドGPは、BC Asia ファンドが上記BCPE Wish Holdings Cayman, L.P.への出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、一定の範囲において、他のBC Asia ファンドLPがそれぞれのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

30,000,000千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

( 3 ) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

( 1 ) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

( 2 ) 【決済の開始日】

2021年4月26日(月曜日)

( 3 ) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

( 4 ) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ(<https://www.nomura.co.jp/>)もご参照ください。

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしウ及びワないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実のいずれかが発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### ( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	概要
2021年2月	商号を株式会社 i 3 とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階、資本金を100,000円とする株式会社として設立

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務
2. 前号に付帯関連する一切の業務

###### (事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取及び所有することを主たる事業の内容としています。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2021年3月8日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000円	4株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」に記載のとおり、BCPE Wish Caymanに対し本種類株式 を発行することにより、30,000,000千円を上限とした出資をBCPE Wish Caymanから受ける予定であり、これにより、買付予定数全ての応募があった場合、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数がそれぞれ15,000,000千円及び6,000,000株を上限として増加することが予定されております。

##### 【大株主】

2021年3月8日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
BCPE Wish Cayman, L.P.	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階	2	50.00
銭 鋳	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号(対象者所在地)	1	25.00
鈴木 貴明	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号(対象者所在地)	1	25.00
計	-	4	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2021年3月8日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役		銭 鋺	1982年5月31日	2006年4月 株式会社シーエー・モバイル入社 2008年4月 株式会社zeronana出向 2010年2月 同社に転籍 2010年5月 対象者設立 取締役社長就任 2011年11月 対象者 代表取締役社長就任(現任) 2013年5月 IGNIS AMERICA, INC. 取締役就任(現任) 2013年11月 株式会社アイビー(現株式会社with)取締役就任(現任) 2013年12月 M.T.Burn株式会社 取締役就任 2014年2月 株式会社スタジオキング 取締役就任 2015年12月 株式会社U-NOTE(現グラム株式会社) 取締役就任(現任) 2016年1月 株式会社IGNIS APPS 代表取締役就任 2016年11月 バルス株式会社 代表取締役就任(現任)	1
代表取締役		杉本 勇次	1969年7月11日	1992年4月 三菱商事株式会社入社 2000年12月 リップルウッド・ホールディングス入社 2006年6月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC マネージング・ディレクター(現任) 2012年6月 株式会社すかいらーく 取締役 2012年7月 ジュピターショップチャンネル株式会社 取締役 2014年3月 株式会社ベルシステム24ホールディングス 取締役 2014年7月 株式会社マクロミル 取締役、監査委員 2015年5月 株式会社雪国まいたけ 取締役(現任) 2015年6月 株式会社ニチイ学館 社外取締役(現任) 2015年7月 日本風力開発株式会社 取締役(現任) 2016年2月 大江戸温泉物語株式会社 取締役(現任) 2018年3月 株式会社アサソーディ・ケイ 取締役・監査等委員 2018年8月 東芝メモリ株式会社 取締役 2018年9月 大江戸温泉物語ホテルズ&リゾート株式会社 取締役(現任) 2019年1月 株式会社ADKホールディングス 取締役・監査等委員(現任) 2019年3月 東芝メモリホールディングス(現キオクシアホールディングス株式会社) 取締役(現任) 2019年8月 株式会社Works Human Intelligence 取締役(現任) 2019年9月 チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社) 取締役(現任) 2020年4月 昭和飛行機工業株式会社 取締役(現任)	
計					1

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2021年2月24日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76,315 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	260		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	76,575		
所有株券等の合計数	76,575		
(所有潜在株券等の合計数)	(260)		

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76,315 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	260		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	76,575		
所有株券等の合計数	76,575		
(所有潜在株券等の合計数)	(260)		

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

( 2021年 3月 8日現在 )

氏名又は名称	銭 鋳
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社イグニス 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社イグニス 執行役員 C F O 松本 智仁 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

( 2021年 3月 8日現在 )

氏名又は名称	鈴木 貴明
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社イグニス 代表取締役 C T O
連絡先	連絡者 株式会社イグニス 執行役員 C F O 松本 智仁 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

( 2021年 3月 8日現在 )

氏名又は名称	株式会社 Q K
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
職業又は事業の内容	経営コンサルティング
連絡先	連絡者 銭 鋳 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

( 2021年 3月 8日現在 )

氏名又は名称	株式会社 S Y
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
職業又は事業の内容	経営コンサルティング
連絡先	連絡者 銭 鋳 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者



(2021年3月8日現在)

氏名又は名称	柏谷 泰行
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(2021年3月8日現在)

氏名又は名称	山田 理恵
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	イラストレーター
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の配偶者 公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(2021年3月8日現在)

氏名又は名称	上野山 勝也
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(2021年3月8日現在)

氏名又は名称	佐藤 裕介
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(2021年3月8日現在)

氏名又は名称	秋元 伸介
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋳 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

【所有株券等の数】

銭 鋳

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,166 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	26,166		
所有株券等の合計数	26,166		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

鈴木 貴明

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	39,666 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	200		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	39,866		
所有株券等の合計数	39,866		
(所有潜在株券等の合計数)	(200)		

株式会社 Q K

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,543 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,543		
所有株券等の合計数	3,543		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

株式会社 S Y

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,126 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2,126		
所有株券等の合計数	2,126		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

柏谷 泰行

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,048 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2,048		
所有株券等の合計数	2,048		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

山田 理恵

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,922 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1,922		
所有株券等の合計数	1,922		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

上野山 勝也

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	360 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	360		
所有株券等の合計数	360		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

佐藤 裕介

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	340 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	340		
所有株券等の合計数	340		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

秋元 伸介

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	144 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	60		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	204		
所有株券等の合計数	204		
(所有潜在株券等の合計数)	(60)		

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭氏及び対象者の代表取締役C T Oかつ主要株主である筆頭株主の鈴木氏との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,616,600株（所有割合：15.94%）全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株（所有割合：24.16%）全て及び鈴木氏が所有する本新株予約権100個（目的となる株式数：20,000株、所有割合：0.12%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。

また、公開買付者は、銭氏の資産管理会社かつ第4位株主であるQ K、銭氏の資産管理会社かつ第8位株主であるS Y、第9位株主である柏谷氏、山田氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏との間で、2021年3月5日付で、本不応募合意書をそれぞれ締結し、Q Kは、Q Kが所有する対象者株式354,300株（所有割合：2.16%）全てを本公開買付けに応募しないことを、S Yは、S Yが所有する対象者株式212,600株（所有割合：1.29%）全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式204,800株（所有割合：1.25%）全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏は、山田氏が所有する対象者株式192,200株（所有割合：1.17%）全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式36,000株（所有割合：0.22%）全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式34,000株（所有割合：0.21%）全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式14,400株（所有割合：0.09%）及び本新株予約権30個（目的となる株式数：6,000株、所有割合：0.04%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。

さらに、公開買付者は、銭氏の資産管理会社かつ第5位株主であるS Kとの間で、2021年3月5日付で、本応募合意書を締結し、S Kが所有する対象者株式269,300株（所有割合：1.64%）全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

加えて、公開買付者は、銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanとの間で、2021年3月5日付で、本株主間契約書を締結し、非公開化後の対象者グループの運営について合意しております。

本基本合意書、本不応募合意書、本応募合意書及び本株主間契約書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2021年3月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭氏及び対象者の代表取締役CTOかつ主要株主である筆頭株主の鈴木氏との間で、本基本合意書をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,616,600株(所有割合:15.94%)全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株(所有割合:24.16%)全て及び鈴木氏が所有する本新株予約権100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%)全てを本公開買付けに応募しないことをそれぞれ合意しております。

また、銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、本株主間契約書を締結し、非公開化後の対象者グループの運営について合意しております。

本基本合意書及び本株主間契約書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 マザーズ市場						
	2020年9月	10月	11月	12月	2021年1月	2月	3月
最高株価	3,180	1,960	1,710	1,525	1,937	2,594	2,388
最低株価	1,839	1,518	1,203	1,270	1,398	1,622	1,702

(注) 2021年3月については、3月5日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) 2019年12月16日関東財務局長に提出

事業年度 第11期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) 2020年12月21日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

上記第10期有価証券報告書の訂正報告書を2020年5月11日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社イグニス

(東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

「通期業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2021年3月5日付で公表した「通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて記載しておりますとおり、2021年9月期通期連結業績予想を修正したとのことです。当該公表に基づく、対象者の2021年9月期の通期連結業績予想は以下のとおりです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

2021年9月期 通期連結業績予想数値の修正（2020年10月1日～2021年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	7,000	-	-	-	-
今回修正予想（B）	7,010	676	836	1,328	84.92
増減額（B - A）	10	-	-	-	
増減率（％）	0.1	-	-	-	
（ご参考）前期実績 （2020年9月期）	5,683	232	553	980	65.32